

一般財団法人松本市スポーツ協会表彰及び感謝状贈呈規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会定款第4条第6号に基づくスポーツ功労者の表彰及び感謝状の贈呈並びに他の表彰への推薦について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の内容)

第2条 表彰の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特別功労表彰
- (2) 功労表彰
- (3) 精励表彰
- (4) 特別栄光表彰
- (5) 栄光表彰

(表彰状及び副賞)

第3条 表彰は、表彰状を該当する個人又は団体に授与して行う。

2 表彰には副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の対象者)

第4条 表彰の対象者は、一般財団法人松本市スポーツ協会の関係者及び協力者並びに加盟団体の関係者とする。

(表彰の基準)

第5条 表彰の基準は、別に定める一般財団法人松本市スポーツ協会表彰候補者推薦基準(以下「推薦基準」という。)による。

(表彰の手続き)

第6条 表彰は、年1回行う。

2 表彰は、各加盟団体長の推薦する個人又は団体を理事会で審査し、会長が決定する。

3 この規程による表彰に該当すると思われる者がその表彰前に死亡したときは、専務理事は速やかに会長と協議し、表彰状を遺族に交付することができる。

(感謝状への準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、感謝状の贈呈について準用する。

(他の表彰への推薦)

第8条 文部科学大臣表彰、長野県表彰、長野県教育委員会表彰、松本市表彰及び長野県スポーツ協会表彰は、推薦基準に基づき、該当する個人又は団体を推薦する。

(他の表彰への推薦の手続き)

第9条 推薦は、各加盟団体長の推薦する個人又は団体を理事会で審査し、会長が決定する。

附 則

財団法人松本体育協会表彰及び感謝状贈呈規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。